

令和5年「二十歳の市民を祝うつどい」警備・誘導業務委託に関する 質問及び回答

質問書によりご質問いただいた内容について、次のとおり回答します。

番号	質問	回答
1	提案書様式より 提案書様式の要領-3（業務実施方針）、 要領-4（業務実施概要（3））の提案記 載に際して、文言に加えて連絡系統図 を用いることは構わないでしょうか。	文言に加えて連絡系統図を用いること について、問題ありません。
2	提案書様式より その他、提案書様式の要領-3～要領-6 までの中に文字に加えて図を用いるこ とは構わないでしょうか。	文字に加えて図を用いることについ て、問題ありません。
3	提案書様式より 参考見積書について、所定の様式はあ りますでしょうか。	様式の指定はありません。
4	提案書様式より 参考見積書の内訳は人件費1式、資機 材1式など項目毎でまとめた記載で構 わないでしょうか。	内訳の記載にあたっては、項目毎でま とめた記載で問題ありません。 なお、まとめる項目は、次を参考とし てください。 ①人件費（一式） ②備品・資機材費（一式） ③警備計画作成費（一式） ④業務管理費（一式）
5	業務説明資料より 手配するテントの数について、資料2 の図面では、テント数が12張図示して あるように思えるが、備品リスト【資 料6-1】にはテント8セットと記載が あります。 備品リスト記載の8セット準備で宜し いでしょうか。	手配いただくテントの数についてです が、12セットのうち4セットは、横浜 アリーナ備品を使用するため、本業務 委託で準備いただくのは、備品リス トに記載しておりますとおり、8セッ トとしています。

<p>6</p>	<p>令和4年1月9日から令和4年1月10日 「成人の日」を祝うつどい警備・誘導委託において複数の警備会社が合同で実施しておりました。 本来警備業は委託業務なので複数社の警備会社との合同の警備は認められていないと思いますがなぜ上記期間の警備業務（指揮命令の混在など）はどのような経緯で特別に認めていられたのか御教えてください。</p> <p>労働者派遣法で禁じているのは、警備会社に他の警備会社から人員を派遣し、警備を行う事です。 その業務の中での重要な問題として、指揮命令権がどこにあるかで区別されます。 「丸投げ」という表現をする、全ての業務を他の警備会社に依頼し警備にあたることは許されているとされています。 その場合、依頼するA警備会社と依頼されるB警備会社との間に警備契約があり、会社間での仕事の依頼として、現場で働く警備員の指揮命令系統はすべて依頼されるB警備会社からの指揮命令系統とする事が必要となります 通常の労働者派遣事業では派遣された勤務先に人員の指揮命令権があるが、警備業では警備員がどこで仕事をしていても、その警備員本人が在籍する警備会社に指揮命令権があります。</p>	<p>令和4年「成人の日」を祝うつどい警備・誘導委託は、複数社ではなく1社とのみ委託契約を締結しており、特別な対応ではございません。</p>
----------	---	--

以上